



ISSN 0385-0838

第 167 号

発行所

亜細亜大学アジア研究所
東京都武蔵野市境 5-24-10
電話 0422 (54) 3111
郵便番号 180-8629

チャイナ・プラスワンは中国内陸にあり

藤原 弘

1. チャイナ・プラスワンをどう考えるか

最近の日本企業の対アジア投資の特徴は一言でいえば、チャイナ・プラスワンという言葉が示す通り、中国から中国以外のアジア地域への投資が活発化していることである。日本の2010年の対中投資額は72億5200万ドルで日本の対外投資総額に占める割合は12・7%であったが、2015年の対中投資額は88億6700万ドルで、対外投資総額の6・7%にまで激減している。一方、日本企業の対ASEAN(タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール)投資は2015年には前年比14・1%減

の195億8300万ドルであるが、対外投資総額に占める割合は14・9%に達している。また、アジアNEES(韓国、台湾、香港、シンガポール)への2015年の投資は前年同期比28・0%減の112億3800万ドルとなったが、日本の対外投資総額に占める割合は11・6%といずれも中国を大幅に上回るシェアとなった。このように統計で見ると日本企業のチャイナ・プラスワン(ASEAN、南西アジア)へのビジネス展開の重点が移っていることが伺われる。

この要因として、日中関係の悪化による政治的影響をはじめ中国経済の減速や先行き不透明感、人件費をは

目次

- チャイナ・プラスワンは中国内陸にあり …… 藤原 弘 …… (1)
- フィリピンの条件付現金給付 …… 野沢 勝美 …… (4)
- ポストTPPと東アジアの経済協力 …… 三木 敏夫 …… (6)
- 韓国新政権の対北朝鮮政策と北朝鮮 …… 上澤 宏之 …… (8)
- 亜細亜大学大学院アジア国際経営戦略研究科における海外提携校との「共同学位」プログラムの現状と課題 …… 大島 正克・仲 伯維 …… (10)
- 「アジアの窓」ASEANの域内格差再考 …… 石川 幸一 …… (12)

じめとする生産コストの上昇といった点があげられる。ジェトロが2015年度に行った「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」によると、中国に進出している日系企業のうち、今後1-2年の事業展開の方向を拡大と回答した企業の割合は前年度比8・4ポイント低下の38・1%となり、1998年以降初めて4割を切っている。これに対してASEANでも拡大と回答した企業の割合は前年比6・1ポイント低下の54・2%となった。特にインドネシア(51・9% 前年比15・4ポイント低下)、カンボジア(66・7% 同12・8ポイント低下)、タイ(49・0% 同11・9ポイント低下)での事

業拡大を目指す企業の割合が二桁の減少をみせているが、これに対して事業拡大意欲が高い国はパキスタン(76・7%)、ミャンマー(75・8%)、インド(74・7%)、スリランカ(73・0%)となっており、日本企業の今後のチャイナ・プラスワンといわれるアジアでのビジネス展開の方向性はミャンマーと南アジアへ転換しつつある。

チャイナ・プラスワンは中国内陸部にもある

中国は一つの市場というよりも、非常に多様な市場であり、チャイナ・プラスワンは中国以外のアジアだけでなく、中国の内陸部にもあることを声大にして指摘したい。

中国の内陸部は沿海部に比べ人件費も安く、消費市場も拡大しており、人材の質も沿海部に引けをとらない。外国企業の2015年の対中国の内陸投資を省別に見ると、中部地区の湖北省が前年比12・9%増の89億4900万ドル、湖南省が同12・7%増の115億6400万ドル、安徽省が前年比10・4%増の136億2000万ドル、西部地区では陝西省が同10・6%増の46億2100万ドルとなっている。中国内陸部に対する外国企業の投資は香港、韓国、台湾企業をはじめ欧米企業の投資も活発化しているのに対して、日本企業の対内陸投資は減少傾向にある。例えば典型的な内陸省である陝西省への主要投資国は香港、韓国、台湾企業であり、最近サムソン電子のフラッシュメモリー、ポスコ(鉄鋼)の生産拠点が

できたことから韓国は香港に次ぐ2番目の投資国(投資額13億2957万ドル)となっている。これに対して日本企業の2015年の陝西省への投資額は同35・6%減の1300万ドルへと落ち込んでいる。

ECFA(兩岸経済協力枠組協定)のもとで日中間係と同じように政治的な影響を受けやすい状況のもとに置かれている台湾企業は、台湾經濟部投資審議委員会の資料によると、2015年の対中投資は前年比6・9%増の109億ドルで台湾の対外投資総額の50・5%を占めている。中国は台湾にとり最大の投資先となっており、台湾企業も中国の沿海部から内陸部への投資を拡大する動きをみせている。

たとえば、2015年の台湾企業の安徽省への投資額は、前年比219%増の4億ドルを記録しており、同省への主要投資プロジェクトとして力品科技による合肥晶集成電路への投資(投資額2億3000万ドル)があげられている。また、上海から300キロほど内陸に位置する南京には台湾積体電路(TSMC)の南京の12インチウエアハー生産工場建設計画(投資額30億ドル)といった最大の投資プロジェクトも上げられている。台湾企業にとり中国は依然最大の投資先であるが、同時に2015年においてはベトナム(前年比2・7倍増の17億ドル)、タイ(同9・4倍増の7500万ドル)、フィリピン(同15・7倍増の6億4400万ドル)とチャイナ・プラスワンへの投資も急増している。台湾を起点として台湾の向こ

う岸にある中国と中国とは反対側の岸であるチャイナ・プラスワンの兩岸市場を睨んだしたたかな台湾企業のビジネス戦略がうかがえる。

対中投資を活発化する欧米企業

欧米企業も対中投資を活発化させている。上海の米国商工会議所が中国進出米国企業406社から回答を得たアンケート調査の成果である「China Business Report 2016」によると、在中米国企業はコストの上昇、中国経済の減速、現地企業との競争激化、投資手続き、政策の急激な変化、米中関係の悪化など日本企業と同様の問題に直面している。今回の調査でも収益が向上したと回答した企業は61%で2014年の71%から10ポイントの落ち込みをみせている。しかし、2015年においてはこれら米国企業の84%が対中投資を増加させており、2016年には81%の米国企業が対中投資を増加させると回答している。これを業種別にみると小売り関連企業の91%、サービス関連企業は85%、製造業は75%となっている。さらに中国の消費市場が拡大傾向にあるとして、80%の米国企業が中国でのビジネスに明るい見方をしており、北京の米国商工会議所が961社の米国企業に対して行った調査(回答企業532社)「2016 China Business Climate Survey Report」によると2015年時点で25%の米国企業がアジアの発展途上国等へ生産、ビジネスの移転を計画しているか

もしくは移転させていることが明らかとなっているが、同時に中国市場が世界で最も重要と判断している米国企業が 25% であり、中国を世界の三大市場の一つとして位置付けている米国企業の割合が 36% であった。さらに中国市場の拡大、多様化に対応するために、69% の企業が中国市場であげた収益の 10% を投入して新製品、サービス、ソフトウェア等を開発するために R&D 投資を行っている。

一方、在中欧州商務協議会が実施した中国に進出している欧州企業 1343 社に対して行い、506 社の回答を得たアンケート調査 (European in China Business Confidence Survey 2016) によると、在中米企業同様に、欧州企業も中国経済の減速、人件費の上昇、市場参入に関する障壁、投資規制、現地企業との競争激化などの問題を指摘しており、中国ビジネスが一層難しくなっているとみている。特に最近の中国経済の現状を見て、中国経済の黄金期は過去のものとなったとみる欧州企業は 53% にも達しており、中国以外のアジアの発展途上国へとビジネスの重点を移すことを検討している欧州企業は 11% にも達している。

しかし、在中欧州企業の収益状況をみると、2015 年は在中欧州企業の 3 分の 2 が収益を上げており、そのうち 2014 年の収益を上回った欧州企業の割合は 51% となっている。また、欧州企業にとり知的財産権の保護が十分でないなど中国の法制度の未整備に対して大きな不満を抱えていること

が明かにされているが、28% の欧州企業が中国に R&D センターを設立しているとのことである。米国企業同様に拡大する中国の消費市場を睨みながら、欧州企業の 78% が中国での商品開発のために R&D 分野において今後、投資することを検討している。

欧米企業の投資先は東部沿海部、北部沿海部、揚子江沿岸から重慶、成都などの内陸都市の存在する南西部へと拡大している。例えば中国の 2015 年の自動車生産台数 2450 万台のうち 12.4% と最大のシェアを有する内陸の巨大な自動車生産拠点である重慶においても、米国のハネウエル社の自動化制御システム、航空設備技術の R&D センター設立はじめ、デルファイ (自動車部品)、ドイツのテイツェンクルップと中国の鞍鋼鉄集団の合弁会社鞍鋼テツェンクルップが操業開始といった欧米企業の動きがみられる。

中国市場はさまざまな問題を抱えながらも、欧米企業にとり、欧州、米国以外のグローバル市場と比較しても収益性が高く、グローバル市場でのビジネス展開の重要な拠点として中国市場が位置づけられているといえよう。このようにみると台湾、韓国、欧米企業は日本企業とは異なり、中国の沿海部から内陸市場へと中国ビジネスを拡大する方向にあるといえる。

部品調達で優位にある中国

ジェットロのアジア・オセアニア進出日系企業調査 (2015 年) によると、中国進出日系企業の直面

する問題の上位 5 項目は①従業員の賃金の上昇、②品質管理の難しさ、③従業員の質、④限界に近づきつつあるコスト削減、⑤競合相手の台頭 (コスト面での競合) である。日本企業は中国市場で競争が激化するなかで、生産コストの上昇に対応できる優秀な人材の確保ができず、チャイナ・プラスワンへと生産を移転せざるを得ない状況に置かれている。

しかし、チャイナ・プラスワンとして、日本企業が最も注目している国の一つであるベトナムについてみると、ジェットロの調査では日系企業の直面する問題として①従業員の賃金上昇、②原材料、部品の現地調達の難しさ、③通関等手続きが煩雑、④品質管理の難しさ、⑤従業員の質となっており、人材の確保及び人件費をはじめとする生産コストの上昇など中国進出日系企業の直面する問題とかなり共通した問題に直面している。一方、現地部材の調達に関しては中国とチャイナ・プラスワンといわれるアジア諸国との部品メーカーの集積度に大きな差がある。日系企業の中国での部品調達率は 64.7%、日本からの輸入比率が 26.8%、ASEAN からの輸入比率が 2.5% なのに対して、ベトナムの日系企業の現地部品調達率は 32.1%、日本からの輸入比率が 32.1%、中国からの輸入比率が 12.1% となっており、中越間では部品メーカーを中核とした裾野産業の充実度に大きな格差が浮き彫りにされている。

(ふじわら ひろし・アジア企業経営研究会会長)

フィリピンの条件付現金給付

野 沢 勝 美

近年世界各地において経済のグローバル化のもたらす格差拡大への対応が課題となっている。先進国や国際機関における貧困政策の転換があり、新興国や開発途上国においては貧困の世代間連鎖を阻止すべく社会的投資・人的投資への投資というアイデアが現金給付に関連して影響力を持つに至っている。具体的にはブラジル、メキシコで貧困削減プロジェクトが条件付現金給付で採用されている。アジアではこれがフィリピンで最初に取入れられている。本稿ではそのフィリピンにおける条件付現金給付の特色、評価、筆者による聞き取り調査結果を述べる。

ドゥテルテ政権が条件付現金給付を継続

二〇一六年六月に就任したドゥテルテ大統領は翌七月に経済政策アジンダー〇項目を公表し、貧困世帯に対する救援策として条件付現金給付の継続を確約し（本誌一六四号参照）、経済開発計画（二一七―二二年）でもこの実行を裏付けている。その内容は「子供の貧困対策」で「フィリピン家族渡し船プログラム」（頭文字から以下「4Ps」として取組まれている。4Psはアロヨ元政権下の〇七年に発足した貧困世帯を対象とし当該世帯の母親に、子供の就学支援、保健衛生を目的に、直接現金を給付する画期的なもので、児童労働の減少をも

意図されている。受益者は〇七年のパイロット・プロジェクトの四七〇〇世帯から、一五年現在は、全国一七地方のすべて七九州における一四八四ムニシパリティ、一四三市における四三五万八五七七世帯を対象としている。4Psの予算規模では一〇年から五カ年でフィリピン政府が七八%、ADBが一二%、世銀が一〇%拠出するとしていた。

現金支給の対象世帯は担当省庁の社会福祉開発省（DSWD）が作成の「貧困削減のための全国世帯選定システム」（NHTS・PR）により貧困地区を対象に、代理資力調査（PMT）による貧困度基準をもって選定する。

現金給付はLBPが母親に支給

現金給付に関する特色は次の三点にまとめられる。最初に、現金給付は個々の受益世帯への支給を一括してDSWDがフィリピン土地銀行（LBP）に委託している点である。受益世帯は毎月地元のLBP支店でキャッシュカードで引き出す。そしてこの間に他の中央・地方政府が介在してない。DSWDが事業を直接運用し、政治家のパトロネージ介入を排除している。

次に、4Psのガイドラインによると受益世帯の代表は母親で、現金支給の相手は母親に限定している点である。母親は児童の世話、学校

に送ることの責任者であるとの認識による。最後に現金給付額は、①教育給付として、一四歳以下の就学児童一人につき月三〇〇ペソ（一ペソ＝二・二三円）、年三〇〇〇ペソを一世帯三人まで、②健康栄養給付として、一世帯あたり月五〇〇ペソ、年六〇〇〇ペソである。したがって、一世帯当たり最大給付額は、年一万五〇〇〇ペソに達し、全国規模ではGDPに大きく影響する。

受益世帯の義務と家族開発講習参加

4Psの受益世帯の義務は次の四点である。
①妊婦の保健衛生の管理で、産前産後の受診、分娩時に専門的助産婦が立会う。

②受益世帯家族の衛生管理であり、五歳以下の幼児の定期健診、ワクチン受診、および六一―四歳の児童の虫下剤を年二回服用する。

③受益世帯児童の就学義務で、毎月授業出席率は八五%以上を達成する。

④世帯の代表は月一度の家族開発講習に参加が義務とされている。前述の義務履行確認と貧困からの自立に備えるための研修機会である。すなわち家族開発講習は4Ps事業の基本組織である。

家族開発講習は、平均二五から三〇世帯で実施され、これをまとめるのがベアレント・リーダーで活動の母体となる。この家族開発講習を指導するのはムニシパル（またはシテイ）・リンクと呼ばれる人物でムニシパリティに在籍するDSWDからの派遣職員である。

条件付現金給付の評価

ところでこの条件付現金給付に対する評価についてみると、ばら撒き政策であるから縮小、廃止すべきとの経済界、あるいはメディアからの否定的論評が多くある。他方、専門家による



(写真) マニラ・トンド地区の家族開発講習(筆者撮影)

と三通りの評価なされている。まず、国際援助機関研究者による評価は「通学児童に対する給付の影響は貧困ギャップ、貧困指数を改善させる。全国規模での児童一人当たり月三〇〇ペソ給付はGDPを一・五%引上げる」(ADBソシ他論文)と肯定的である。

これに対し、学術研究者からは異論が提示されている。すなわち「条件付現金給付の受益者は追加的国内原資を受取るわけだが、貧困層は困窮からの浮上で一般的な社会的保護プログラムを利用するが、非貧困層は借金を減らし貧困層に比較し、より多くの給付を受けることを意味し、これは4Psの失策を意味する」(カブノ他論文)と否定的見解を示す。

さらに事業を推進する研究者からは「すべての標本において一人当たり総支出に4Psの影響は見られないが、一人当たり月額構成では教育と

衣類にプラスのインパクトがあった。しかし健康向け支出にインパクトは見られない。支出での4Psインパクトは最貧困層に多く現れていたとする。しかし調査対象世帯においては他の基礎的必需品の消費を増やす余地はなかった。年長児童に対する教育グラント増大や中学校就学支援は世帯の行動変革を確実なものにする」(チュウター論文)とし、肯定的な評価ではあるが問題提起を含む論調が提示されている。

マニラ・トンド地区での聞き取り調査

筆者はフィリピン最大のスラムであるマニラ・トンド地区において4Ps事業の聞き取り調査を実施した。

調査地訪問当日は月例の家族開発講習がバラングイ(行政の最小単位)ホールで開催中であり、ムニシパリティ・リンク男性による母親指導がなされていた(写真参照)。調査はこの出席者二九名を対象に講習後に以下の六項目に関して実施した。

①現金給付により子供の将来に変化が生じたか対しては、全員が変化があったとする。子供の数は平均三・八人で、対象二九世帯のうち二人以下は六世帯にすぎない。子供の将来についてはほぼ全員が学校通学で子供の将来に希望をもてるとしている。

②子供が学校で差別されたかに対しては、一世帯の回答があったが一時的なものであったとしている。現金給付がコミュニティ間の格差をもたらし協力関係形成の阻害要因となるとの事実はみられなかった。

③給付された現金を生活以外に貯蓄したかに対しては、三世帯の回答があったが、いずれも将来の学校費用に充当する予定としている。また残りの世帯では貯蓄はないとした。

④コミュニティの活動に参加の経験がある

か、に対しては、ほとんどの世帯がこれに参加している。バラングイや学校の各種行事、動員に参加、地区の掃除である。参加を明示しなかったのは二世帯で理由は不明である。

⑤現行のコミュニティが発展する方策を知っているかに対しては、ほぼ全員から様々な提案意見が出された。具体的には、街路での裸飲酒、ゴミ捨て禁止、子供の監視、夜間門限などバラングイ規則の遵守が多かった。さらには、クリスマス贈与、学校必需品、救済物資など奉仕活動参加の提案で自らがこれまで受けてきた恩恵への返礼希望である。

⑥最後に、新たな宗教団体に加入を勧誘されたかに対しては、加入を勧誘されたのは一六世帯と、されなかった一三世帯を上回った。内訳は、ボーン・アゲインが九世帯、イグレスシア・ニ・クリストが七世帯である。最貧地区は新興宗教誘致対象である。ボーン・アゲインは飲酒、家庭内暴力禁止、精神的立直りを説く宗派である。貧困地区での勧誘は理のあることであろう。

調査地は最貧困層地区であるが全員が4Psによるわが子の将来に期待し、コミュニティの協力強化の萌芽がみられる。ここでは、受益世帯の自立形成が期待できる。

事業に対する若者の強い支援

同様にして、筆者は一六年にDSWD本省を訪問したがそこで気付いたのは、4Ps事業に対する若い世代の熱心な取組みである。事業本部建物内は若いスタッフで充満し、全国に指示を発信し多忙に活動している。こうした光景は他省庁ではまず見られない。前出のムニシパル・リンクを研修する各施設でも熱心な活動家の参加が全国的に展開されている。ドゥテルテ政権の政策への高い支持率の一因がうかがえる。

(のざわ かつみ・アジア研究所嘱託研究員)

ポスト TPP と東アジアの経済協力

三 木 敏 夫

△広域 FTA から二国間交渉へ▽

英国の欧州連合 (EU) 離脱 (ブレグジット) に続き、トランプ大統領の環太平洋経済連携協定 (TPP) 離脱発表に伴い、自由、公正、無差別の原則に立った世界貿易機関 (WTO) 体制の枠組みは大きく変化しようとしている。TPP は日中韓自由貿易協定 (日中韓 FTA) や東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) などの米国抜き経済圏構想に対抗したものであった。政治的には米国主導で特に中国に対抗した経済圏を形成するため、米国からの熱心な加入の誘いがあり、日本が参加し、その中身は実質的に日米自由貿易協定 (日米 FTA) そのものであった。

TPP12 か国合意に伴い日本やマレーシアなどが TPP を批准し、順調に滑り出すかとみられたが、離脱に伴い今後、米国との通商交渉は広域 (多国間) FTA から二国間交渉に舵が切られることになる。また、米国は北米自由貿易協定 (NAFTA) の構成国であるメキシコとカナダと協定内容の再交渉を進めることになった。また韓国との二国間 FTA の再交渉を米国は求めている。

米国の TPP 離脱やブレグジット等から改めて学んだことは、国際通商条約は合意を見ても流産するとともに時代によりその内容は変化し、また国際条約を守る参加国の当事者

能力にあることを改めて認識させるものであった。

△ブロック化懸念の FTA ▽

戦後、米国が提唱した性急な貿易自由化を謳った ITO (国際貿易機関) が実現せず、GATT (関税および貿易に関する一般協定) に規定された最恵国待遇や内国民待遇は経済のブロック化を防ぐものであった。2000 年に GATT を発展的に継承した WTO が自由貿易を推進する国際機関として設立され、WTO の新ラウンドによる関税引き下げ交渉が開始されたものの、160 か国以上の加盟国間の利害調整がつかず、機能麻痺に陥り、GATT 第 24 条の地域貿易協定 (RTA) が自由貿易の推進役となった。

RTA の一形態である FTA の自由貿易を促進する建設的機能 (Building Block) に期待したものであった。しかし FTA には自由貿易を阻害する市場のブロック化という機能 (stumbling block) も指摘されている。広域 FTA による経済統合と WTO の補完とグローバル化への期待が大きくなるにつれ、FTA の後者の機能が忘れられがちであった。

二国間 FTA には①貿易創出効果と②貿易転換効果の二大経済効果が理論的に確認されている。WTO の機能麻痺により、二国間 F

TA の前者の効果が自由貿易を促すとして貿易自由化の中心に躍り出た。とりわけ APPEC (アジア太平洋経済協力)、TPP、EU、NAFTA や ASEAN 自由貿易協定 (AFTA) などの広域 FTA による関税引き下げ交渉が WTO の機能を補完すると考えられていた時、米国の TPP 離脱とブレグジットが起きたわけである。WTO の機能麻痺の現在、トランプ大統領の登場を引き合いに出すまでもなく、世界貿易体制は保護的色彩が強い。

△アジア的自由貿易地域の AFTA ▽

広域 FTA の中で、AFTA は東アジア地域における自然的に形成された局地市場圏 (成長の三角地帯) などの経済的実体をベースにして設立されたものである。AFTA はパラサが EU の経済統合過程 (自由貿易協定、関税同盟、共同市場、経済同盟、完全な経済統合) を、理論化した市場圏ではないところに大きな特徴を持っている。アジア的自由貿易地域である。

AFTA の母体である ASEAN は、1967 年に地域の経済協力機関として「バンコク宣言」により形成された。政治的にはベトナム戦争の激化を背景に「反共」ブロックであったことは否定できないが、それでも色々な経済協力を進めていたが、当時は EU のような域内の自由貿易による経済統合を目指すものではなかった。ASEAN 共同工業スキーム (AIP)、ASEAN 特惠貿易制度 (PTA)、ASEAN 産業補完プロジェクト (AIC)、ASEAN 合併事業計画 (AIJV)、ASEAN 産業協力計画 (AICO) など工業化を主体としたものであり、1986 年のプラザ合意による円高ドル安による日本企業などによる ASEAN 諸国への進出が活発化し、自然

発生的に域内に日系企業を軸としたサブプライチェーンが形成され、域内の関税を 0-5% にする共通効果特惠関税 (CEPT) を軸とした AFTA が形成され、自由貿易協定の仲間入りした。

ASEAN 域内に形成されたサブプライチェーンを有効に生かすため、域内の貿易自由化が必要であった。ブレグジットと米国の TPP 離脱は AFTA と東アジアの経済協力の枠組みに大きな影響を与えることになる。TPP 交渉の際、国益が最優先されたものであったことから、アジア太平洋地域の経済協力はトランプ大統領の「米国ファースト」とブレグジットにより、二国間交渉ベースの振り出しに戻るようになる。

△ 思惑が交差するポスト TPP V

TPP 参加に慎重であった日本は米国の TPP 離脱表明に直面し、米国を含めた 12 개국での開始を強く主張している。日本は初期のスタンスと異なり、米国の抜けた TPP 11 개국の中で、中心的推進役割を担っている。これに対し米国は二国間交渉に重点を置き、自動車と農産物の市場開放を日本に求めてきている。米国の対日貿易収支の赤字を軽減するため米国は化学用品、トウモロコシ、潜水艦、航空機などの米国製品の輸入拡大を求めている。日本はすでに米国からの自動車輸入に対して無税（これに対して米国の輸入自動車関税は小型トラック 25%、乗用車 2.5%）であるため、交渉の焦点は非関税障壁 (NTB) をどう取り扱うかになる。1980 年代の日米貿易摩擦の再来となりそうである。

一方、オーストラリア、ニュージーランドは米国抜きの 11 개국でも TPP を開始したいとしている。両国は畜産業が盛んで、米国抜

きでも日本や ASEAN 諸国への輸出増加になるとみているからだ。これに対してマレーシアやベトナムは米国抜きの TPP は意義がないとしている。TPP を早々に批准したマレーシアに対してベトナムは批准手続きを中断したが、TPP 交渉交渉過程でマレーシアはプミプトラ政策 (マレー人優先政策) が、ベトナムは社会主義市場経済が、合意のネットワークとなっていた両国が歩調をそろえている。さらにチリやペルーは米国の抜けた穴埋めに中国や韓国を入れて TPP を始めることを考えている。米国の TPP 離脱後の行方について 11 개국の思惑が錯綜し、「仲間づくり、仲間外れ」を巡り予測を許さない状況にある。

さらに、期待を持って設立された WTO は、貿易手続きの簡素化などで成果を上げているとは言い、肝心の関税引き下げ交渉は宙に浮いて 17 年が経過してしまった。また TPP も米国が主導権を持って進められ、日本の農産品に対する懸念が高まったが、TPP 交渉が始まり一応まとまるまで 10 年近くがかかった。また仮に発効していたとしても米国の自動車の関税撤廃は効力発効後の 15 年目に実現する。また、日本の農産品も同様である。すぐに自由貿易が実現するわけではない。

交渉に長い年月を費やして来たこの間に日本の農業の改革がどれだけ進んだのだろうか、関税ゼロに耐えられる体質になったのだろうか、検討を要する。また交渉に時間を費やしている間に ASEAN 諸国は「中所得の罫」に陥ったとは言え堅実に経済発展しており、これまでの交渉で合意した内容が現実にもマッチしたものに変わっているのか、また中国もこれまで飛ぶ鳥を落とす勢いの経済成長を続けてきたが、2017 年は成長率を 6.5% に設定した。この成長率は依然として高い成長とい

えるものの、これまでの高成長と比較して減速感はある。こうした東アジア経済環境の変化に対応した経済協力交渉が今後求められることになる。また日本の FTA 交渉は EU との FTA の大筋合意をみたとはいえ、ここ数年見るべき進展がなく低迷している。

△ 地域経済協力の牽引役は ASEAN か V

アジア太平洋地域の経済協力関係として既存の東アジアサミット (18 개국)、APEC (21 개국・地域)、AFTA (10 개국)、日中韓 FTA に加え、東アジア共同体の発展形態である RCEP (ASEAN+3 (日本、中国、韓国) と ASEAN+6 (ASEAN+3、オーストラリア、ニュージーランド、インド) などがあるが、構想・協議とまじりであり具体的な進展は遅々としている。こうした中で AFTA が機能している。米国の TPP 離脱とブレグジットにより残された代表的な広域 FTA である AFTA の動向が注目される。ポスト TPP の東アジアの経済協力は APEC と AFTA あるいは二国間交渉を軸に、GATT の先例を参考に繰り返し広げられることになろう。(みきとしお・札幌学院大学経済学部元教授)

注・自由貿易協定 (FTA) とは 2 개국以上の国・地域が関税、輸入割当など貿易制限的な措置を一定の期間内に撤廃・削減する協定であり、経済連携協定 (EPA) は FTA プラス投資、金融、中小企業対策、経済協力を含めた包括的協定である。慣例的に FTA と EPA は同じものとして取り扱われることが多い。FTA が認められる条件は ①域外に貿易障害を設けない、②実質上、すべての関税が撤廃される、③貿易創出効果が貿易転換効果を上回る。

韓国新政権の対北朝鮮政策と北朝鮮

上 澤 宏 之

文在寅政権の対北政策と開城工業団地

二〇一七年五月九日、韓国大統領選挙で野党「共に民主党」の文在寅候補が第十九代大統領に当選した。韓国では九年ぶりの革新政権の誕生となり、対北朝鮮政策では朴槿恵前政権からの大幅な路線転換が予想される。特に文在寅大統領は、盧武鉉政権時（二〇〇三

（二〇〇八年）に大統領秘書室長を務めるなど、政権中枢で南北対話に深く関与してきた人物である。文在寅政権の対北政策は、本稿執筆時点でその全体像が明らかとなっていないが、大統領選のマニフェストで提唱された「朝鮮半島新経済地図」や「南北市場統合」構想などから、金大中政権（一九九八（二〇〇三年）の「太陽政策」や盧武鉉政権の「平和繁栄政策」に象徴される対北宥和路線を積極的に展開するものとみられる。こうした対北宥和政策の根底には、欧州統合やドイツ統一の経験に共有するものがあり、経済統

合の深化を通じて政治統合の実現を目指すというものである。政権の対北ラインの布陣を見ても南北交流を主管する統一相や情報機関のトップに過去の南北首脳会談の実務担当者据えたことから、南北対話の再開を強く意識していることが読み取れる。

文在寅政権の対北朝鮮政策で最大の焦点に浮上しているのが、近年、南北経済交流のけん引役を担ってきた開城工業団地の再開問題であろう。韓国企業専用団地である開城工団は、原材料・中間財を韓国から搬入し、北朝鮮労働者によって生産された完成品を韓国に搬出する形式の取引を行っている。換言すれば、韓国企業による企業内国際分業ともいえる。特に北朝鮮が二〇一〇年三月に韓国軍哨戒艦を撃沈したことに対して、韓国政府が同年五月に報復措置として南北経済交流の制限を行った「五・二四措置」（開城工団を除く、物品・委託加工貿易に関する物品の搬出入禁止等）以降は、開城工団が唯一の取引ルート

となった。しかし、開城工団は二〇一六年一月の北朝鮮による四回目の核実験やミサイル発射に対する対抗措置として、朴槿恵前政権が同年二月に閉鎖を決定し、南北経済交流は途絶えた状態が続いている。

南北経済交流の課題

文在寅政権が南北経済交流を推進するにあたっては、いくつかの大きな問題をクリアしなければならぬ。第一は、国連安保理決議での対北朝鮮制裁条項を挙げることができない。例えば、二〇一六年十一月に採択された第二三二二号では、北朝鮮国内における外国企業の支店及び銀行口座の閉鎖、対北搬入物資の厳格な検査が義務付けられるなど、北朝鮮との経済交流に大幅な制限が加えられた。また、北朝鮮の核開発関連の資金移動を禁じた同二〇九四号（二〇一三年）に関しては、現情勢からより厳格な適用が求められてくる。特に、これら制裁決議の採択を強く主導してきたのはほかならぬ韓国であり、南北経済交流の再開は、対北制裁に対する国際社会の足並みを乱すことになりかねない。こうした中、韓国政府内では「制裁の趣旨を損なわない範囲で経済交流を進める」などの意

見も散見され、南北交易の再開に前のめりになっている印象は否めない。国際社会の理解や同意がないまま交流を再推進すれば、自身の国際的な信用を損ねることになろう。

第二は、上述した「五・二四措置」への対応を指摘することができる。同措置の解除は、北朝鮮の軍事テロ行為を看過することにはならず、北側からの十分な謝罪や再発防止策の合意等がない以上、韓国の国民感情から受け入れがたいといえる。

最後は、高まる北朝鮮経済の対中依存について言及する。北朝鮮の対外貿易額に占める対中貿易の比率は、二〇一五年に六三・七%（対韓国三〇・三%）であったが、開城工団の閉鎖でゼロになった南北交易額分を差し引けば、対中比率は九一・三%（以上、大韓貿易投資振興公社・韓国統一部）まで上昇し、北朝鮮の対中傾斜は一層強まることになる。中朝間では多種多様な経済協力が進展し、資金力を背景とした中国資本による北朝鮮権益の獲得が加速している。これは経済交流を軸とした韓国の対北政策の効力が喪失していることにはかならない。つまり、韓国主導の経済統合、更には国家再統一の推進が一層困難となり、対北朝鮮政策の選択肢は極めて限られてくるといえる。

北朝鮮の思惑

北朝鮮は、韓国大統領選挙において保守系候補を強く非難することで、文在寅候補を暗黙的に支持してきた。穏健的な対北政策を掲げる韓国革新勢力の再執権を高く評価していることは間違いない。特に国連制裁網の突破に向けて韓国を盾として最大限活用する思惑が透けて見えてくる。経済制裁で塞がった外貨供給源を韓国に求めるといえるのである。北朝鮮の対韓路線は、「対米関係に従属する」として「先米後南」を原則としている。現在はトランプ米政権との直接対話を模索しているが、交渉が行き詰まれば戦術的に「先南後米」路線に転換する可能性が大きい。「民族共助」路線を掲げて韓米離間や「南南葛藤」（対北政策をめぐる韓国内の保守対立）を煽動するなど、韓国に対して統一戦線戦術を駆使してくるものと思われる。文在寅政権は現在、「核開発阻止に向けた国際協調」路線と「南北関係改善」路線の両方を重視する「ツートラック戦略」を堅持しているが、北朝鮮は韓米協調路線への見切りをつけさせようとして、韓国側からの人道支援物資の受け入れや民間共同行事の開催を拒否するなどの揺さぶりを続けている。いわば文在寅政権の発足にあたって「南北」か「韓米」かの「踏み絵」を迫っているのである。

新対北政策の展望

文在寅政権にとつては、開城工団の閉鎖が示すように、南北経済交流の断絶が起きないようなシステムの構築が喫緊の課題として浮上している。そのためには、従来の「交易額至上主義」にみられる量的拡大よりも、交易の質的改善を追求していく必要がある。すなわち、北朝鮮経済との前方・後方連関を通じて、北朝鮮国内に広域かつ重層的なサプライチェーンを形成して、南北経済交流の「不可逆」性を高めることが求められよう。北朝鮮経済に韓国の「経済網」を張り巡らすというものである。

一方、北朝鮮は金正恩体制発足後、核開発と経済開発の「並進路線」の提唱に加え、国産化奨励策である「自強力第一主義」を掲げるとともに、「社会主義企業責任管理制」などの市場原理の部分的導入を通じて生産力の強化を推し進めている。深化する中朝経済統合の動きも踏まえれば、文在寅政権が過去の「太陽政策」を「再利用」するだけでは、北朝鮮の体制変化を促すことは不可能であり、北朝鮮の戦略に引き込まれるだけであろう。南北経済交流に対する国際社会の懸念が高まる中、韓国の新政権は対北朝鮮政策において難しい舵取りを迫られている。（六月二十三日記）

（かみさわ ひろゆき・アジア研究所嘱託研究員）

亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科における 海外提携校との「共同学位」プログラムの現状と課題

大島 正克・仲 伯 維

はじめに

二〇一七年三月一〇～一二日の三日間、筆者らは大連市において亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科（以下、AIBS）および大連海事大学外国語学院との共同学位（修士ダブル・ディグリー）プログラムの双修士学位準備研究Ⅲ（国際会計論）（二単位）の出張集中講義（一講義九〇分、一日五講義計一五講義。大島が講義、仲が補佐）を実施した。本報告において、今回の経験から当該共同学位プログラムを検討し、今後、当該プログラムが一層魅力的かつ円滑に進められるようにその改善策を考察する。

大連海事大学概況

大連海事大学は、一九〇九年に上海高等実業学堂（当時は「南洋公学」）の船政科として清朝「郵伝部」によって創設され、変遷の後、一九九四年に大連海事大学と名称変更され現在に至る。大連海事大学は大連市の西南部に位置し、周辺には Hi-Tec Industrial Zone（大連高新技術産業園区）と大連ソフトウェアパークがある。大連海事大学は国家交通運輸部が直轄し、大連市では大連理工大学と並ぶ存在となっている。専門領域では船舶の運航・管理、海上安全管理、工学、理学、管理学、経済学、法学、文学、哲学など一九教育研究部署を持ち、練習船二隻を保有する。二〇一六年現在、学部学

生、大学院生合計で廿万人超が在籍し、国家重点大学「二一一工程」の指定校となっている。二〇〇五年設立の外国語学院では英語と日本語を扱い、英語および日本語の学部と大学院（修士課程）を設けている。日本語部門には専任教員一二人が所属し、情報管理日本語専攻（学部）、外国語言語学専攻・実用言語学専攻（文学修士）、日本語翻訳専攻（翻訳修士）を設置している。

「共同学位」ダブル・ディグリー「一・五十二プログラム」

亜細亜大学は現在海外の八七大学と協定を結び、このうち、大連海事大学とは AIBS にて共同学位プログラムを締結しているが、本学大学院においては、博士前期課程での共同学位のプログラムは当該プログラムのみである。この覚書は五年を有効期限とし、二〇一四年七月にスタートしている。当該プログラムは、実質的には、本学の伊藤善夫教授と大連海事大学の邢文柱教授（博士、外国語学院日語系主任）の尽力により実現したプログラムである。

「共同学位」ダブル・ディグリー「一・五十二プログラム」とは、大連海事大学外国語学院での修士課程一・五年+AIBS 博士前期課程での一年の計二・五年間で両大学院から修士号(MA(大連海事大学外国語学院から文学修士あるいは翻訳修士)+MBA(AIBS))が取得可能なプログラムであり、日中ビジネスの中核を担い

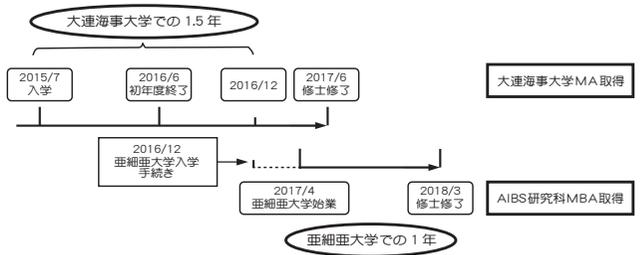
ローバルに活躍する人材の育成を目的としたプログラムである（左頁上図参照。図は筆者作成）。日本への留学前の二年生の三月までに、経営学関係三科目を双修士学位準備研究として履修することおよび研究計画書の作成が義務づけられている。

双修士学位準備研究Ⅰは、経営組織論、準備研究Ⅱは、経営戦略論、準備研究Ⅲは、国際会計論である。以上の各科目二単位計六単位が大連海事大学外国語学院の自由科目として認定されると同時に AIBS においても認定される。つまり、AIBS の修了要件単位数の三〇単位のうち、入学前に現地での六単位が認定されることにより、入学後の一年間（実質一〇か月）に、二四単位の専門科目の取得と修士論文の作成が課されることになる。

「共同学位」ダブル・ディグリー「一・五十二プログラム」の課題と改善策

当該プログラム学生にとって、四月に AIBS に入学後、六月には中国の大連海事大学での修士論文最終発表のため一時中国へ帰国し、さらに、十月下旬には約一〇日間の中国での研修（上海）が必修であるため、少なくとも二回は中国に帰国することになる。七月末には、通常の二年コースの院生と同様に修士論文のほぼ半分ぐらいを完成させ、主査と二名の副査に提出することが課せられている。本年度入学のプログラム学生の場合、前期前半（四月～六月初旬。AIBS では実質四学期制にて運用）に五科目（一〇単位）とゼミ指導、前期後半（六月中旬～七月末）に二科目（四単位）とゼミ指導、後期前半（九月中旬～十一月下旬）に二科目（四単位）とゼミ指導、中国現地研修（於：上海 時の「トップマネジメント後期前半」（必修二単位）、後期後半（十一月下旬～一月）にゼミ指導という単位履修計画にて学修と研究を進めている。当該学生の場合、その間、副査の担当教員の学部授

大連海事大学及び亜細亜大学共同学位プログラム



上記の履修科目のほかに「会計スキルⅠ・Ⅱ」(各二単位)も受講している。以上から、来日後、一〇か月弱の間に上記の科目履修と修士論文の完成を実現しなければならず、かなり過密なスケジュールとなっている。このスケジュールをこなすためには十分な日本語能力と事前準備、さらに来日後の集中力が要求される。

七月中旬、当該プログラム学生にインタビューを行った。プログラム生は「日本語学科出身なので、言語能力は十分ある。経営学基礎知識が足りない。授業に追いつくのはなかなか大変である。経営学関係の論文は来日前には見たことがないので、大連にいたとき研究計画書はどうやって作成するのがわからなくて途方に暮れた。日本に来て実質九か月で修士論文を書かねばならないのだが完成できないかもという不安がある。」などを回答してくれた。

業も聴講し、さらに会計分野専攻のため、六月には日本商工会議所主催の簿記検定三級を受験し合格している。三月の大連での準備研究が簿記の初めての経験からすれば努力の賜物といえる(二月の集中講義の時に、当該学生に三級の基本テキストを提供し、六月受験のスケジュールは一応指導してあった。そのための準備として、

「共同学位」プログラムの円滑な達成のためには以下のような改善策が考えられる。

- ① 翻訳修士課程に入学後一週間ぐらいの間で翻訳書二冊(中国語から日本語と日本語から中国語への翻訳)を選択しなければならぬが、ビジネス関係の書籍でかつ将来自分がAIBSでの修士論文テーマに関係する書籍を選ぶ。もし、テーマが決まっていなかったら、少なくとも自分の興味があるビジネス書を選ぶ。将来、AIBSに留学の希望があれば、AIBS研究科委員長または学務委員にメールにて問い合わせることを可能とする。
- ② 経営学全体の学問体系をできるだけ早いうちに説明し理解できる環境を作る。
- ③ プログラム学生にとって研究目的(修士論文の研究テーマ)の発見とテーマ化が最も難しい問題であることがインタビューからも判明している。研究計画書の書き方の指導の充実を図る。
- ④ 経営学系論文を書いた経験がない学生であるため、論文作成の意味と研究方法の修得を図る。研究方法については、実証研究が一般的とされるが、日本語専攻学生にとっては、一部の例外を除いて数学が苦手な学生が多くハードルが高い。事例研究や文献研究という研究方法もあることも紹介しておくことが望ましい。日本への留学目的としての研究目的を明確化できるように指導を行う。

おわりに

日本に一年間のみ滞在という環境で効率的に学修および研究を進めるため、日本語での経営学関係の基本書を大連海事大学側に送り、経営学の各科目の基本的知識をできるだけ早期に修得してもらう環境を作る。基本科目の集中講義を受ける際に、適宜自分の研究テーマにも引き寄せて、その科目を捉えることができるように指導する。大連海事大学での修士課程の課題で

ある翻訳書には、意識的にAIBSでの修士論文の作成にも役立つ二冊が選べるように指導する。少なくとも経営戦略、マーケティング、会計の三領域の基本が来日前に修得できるようにする。以上を円滑化するため、事前にテキストを、日本から希望者に送付し、各科目担当者にその本の内容について五〜六問の設問を挙げてもらい、レポートとして、Webから送付してもらいなどの指導上の工夫も望まれる。

以上、本報告が、今後の更に円滑なる「共同学位」プログラムの遂行ために多少なりとも役立つとするならば望外の幸である。

(おおしま まさかつ・亜細亜大学副学長
経営学部教授
ちゅう はくい・亜細亜大学非常勤講師)

参考文献

- 1) 亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科(二〇一六)博士前期課程海外指定校推薦試験要項(共同学位プログラム) 亜細亜大学。
- 2) 亜細亜大学(二〇一七)大学院要覧 平成二十九年度 亜細亜大学。

- 1) 大連海事大学の組織は、各学部・研究所の教育研究事業を行う「院系設置」、党委員会の指導下にある各種の専門委員会「党群機構」、および一般業務を担う「行政機構、例えば、「研究生院」から構成されている。各学院(日本の学部)に相当)の下に専攻(系)並びに大学院を設置している。
- 2) 一九九一年三月に設立されており、中国の国家級ハイテクノロジイ園区の一つで、中国東北ハイテクノロジイ産業の集結地帯でもあり、技術の自主開発を目指すチャンスを与えるステージでもある。
- 3) 二一工程(Project 21)は中国教育部が一九九五年に定めたもので、二十一世紀に向けて中国の一〇〇の大学に重点的に投資していくとしたものである。地方別には遼寧省四校のうち、大連市は大連理工大学および大連海事大学が選ばれている。
- 4) 大連海事大学ホームページ (<http://www.dlmu.edu.cn/>) アクセス二〇一七年七月一七日)

ASEAN の域内格差再考

域内格差の是正は ASEAN の重要な課題である。先行加盟の 6 カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ）と 1990 年代後半に加盟した CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）との経済社会格差が大きいからだ。ASEAN が域内格差是正に取り組み始めた 2000 年の ASEAN 6 の一人当たり GDP は 1580 ドル、CLMV は 330 ドルで 5 倍の格差があった。国別にみると最高のシンガポールは 23893 ドル、最低のミャンマーは 221 ドルで 108 倍の開きがあった。

2016 年の一人当たり GDP は ASEAN 6 の 4788 ドルに対し、CLMV は 1792 ドルに増加し格差は 2.7 倍に縮小した。シンガポールとミャンマーの格差は 4.2 倍に縮まっている。域内格差は着実に縮小している。

ASEAN が実施している格差是正のプログラムは、ASEAN 統合イニシアチブ（IAI）である。IAI は教育訓練など人材育成を中心としたソフトな協力であり、資金規模は小さくインフラ建設などハードの協力は含んでいない。IAI を行なっているのは ASEAN 6 と日本、中国など ASEAN の対話国と国際機関である。IAI は小規模すぎ効果が無いという批



判がある。一方、ASEAN は 10 ケ国で決定したことが各国で実施できていないとの批判があった。IAI は現場で ASEAN に決定を実行する CLMV の政府関係者への教育や訓練を行なっている。政策実施能力を養成するという最も重要な役割を果たしているのである。IAI は ASEAN 諸国間の協力であり、ASEAN の一体感や主体性（Ownership）を生み出す点でも評価すべきであろう。

注目すべきは、格差縮小だけでなく CLMV が ASEAN 6 を追い越し始めていることである。最新の指標で見ると、貧困率（1日 3.1 ドル以下で生活する人口の比率）は、ベトナム 12.0%、カンボジア 21.6% でインドネシア 36.4%、フィリピン 37.6% より低くなっている。ベトナムの平均余命は 75.6 歳で 60 歳代のインドネシア、フィリピンだけでなく、タイ、マレーシアを超えている。成人識字率ではベトナムだけでなくミャンマーも 90% 台で ASEAN 6 のレベルに迫っている。

とくにベトナムのキャッチアップが顕著でベトナムとフィリピンの一人当たり GDP 格差は 2000 年の 2.6 倍から 1.3 倍となった。ベトナムは急速にフィリピンにキャッチアップしている。

ASEAN を ASEAN 6 と CLMV に 2 分する時代は終わりつつある。高所得国のシンガポールとブルネイ、マレーシアとタイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、そしてカンボジア、ラオス、ミャンマーの 4 グループに分けて考えるべきであろう。

（石川幸一・アジア研究所教授）

✽ 研究所だより ✽

アジア研究所では、第二十七回公開講座「揺れる国際秩序とアジア」を八月三日（土）から五回連続で開催いたしました。

第一週 六月三日

昇 亜美子（政策研究大学院大学研究員）

「トランプ政権の米国第一主義外交とアジア」

第二週 六月十日

瀧井 光夫（桜美林大学名誉教授）

「トランプ政権と政治経済課題」

第三週 六月十七日

大橋 英夫（専修大学教授）

「米中経済摩擦の構造」

第四週 六月二十四日

川野 祐司（東洋大学教授）

「離脱するイギリスと 27 カ国の EU」

第五週 七月一日

池田 明史（東洋英和女学院大学学長）

「米国トランプ政権の「中東政策」をどう読むか」

（以上、敬称略）

英国の EU 離脱や米国のトランプ政権の誕生などにより既存の国際秩序の揺らぎが懸念されているところであり、日本を含むアジアへの影響も心配されるところであります。こうした延べ五七五名の方々にご参加くださいました。梅雨空の中、わざわざお運びいただきましたこと、心より感謝申し上げます。来年も皆様方の関心が高いトピックを選んでまいりたいと思います。今回の公開講座の受講票をお持ちの方は、秋以降に開催される本年度のアジア・ウォッチャーを無料で受講出来ます。皆様のご参加をお待ちしております。